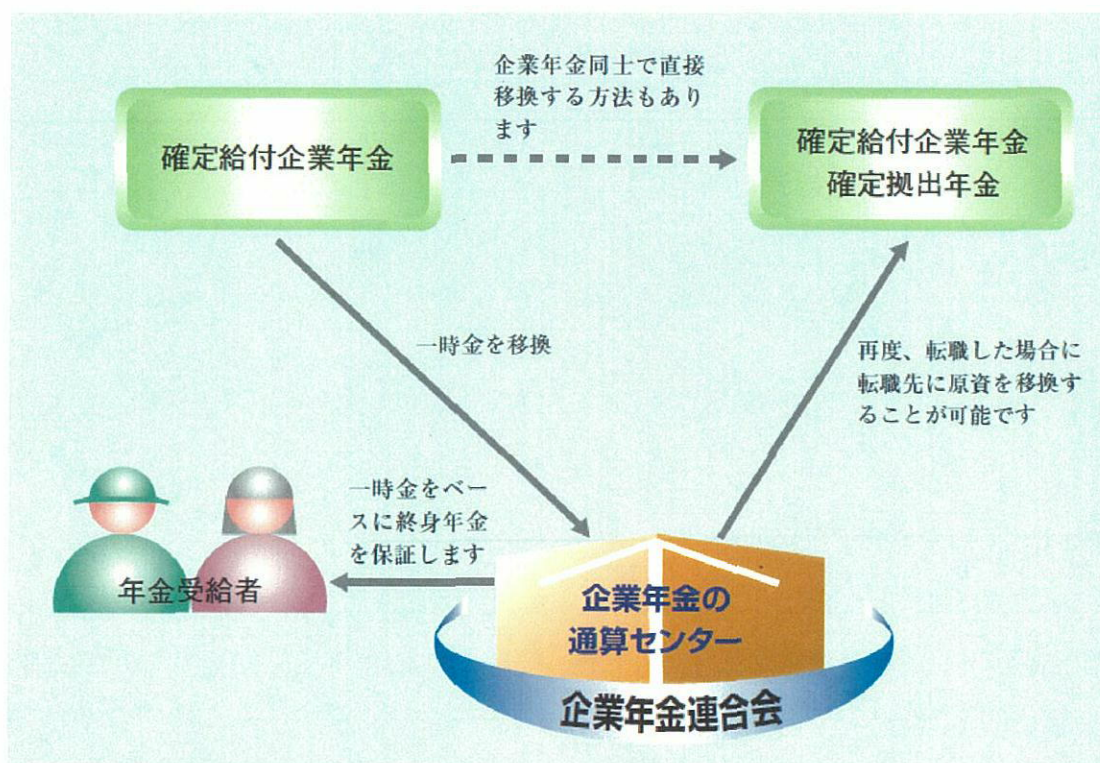


厚生年金基金連合会における年金通算業務

これまでの厚生年金基金を短期間(通常10年未満)で脱退した者(中途脱退者)及び解散基金の加入者に加えて、平成17年10月から、確定給付企業年金を短期で脱退した者を対象に年金通算サービスが開始されている。



《10月から提供を開始する連合会通算企業年金の概要》

- ①お預かりした一時金を連合会で運用し、65歳から終身年金を保証
- ②毎年0.5%の最低保証利率を付したうえ、さらに5年に1度運用実績に応じた配当により年金を増額
- ③受給開始前に亡くなられた場合は死亡一時金を支給